

令和 7 年度小金井市介護保険運営協議会
(第 1 回計画策定に関する専門委員会)

会議録

と き 令和 7 年 8 月 1 8 日 (月)

ところ 小金井市役所第 2 庁舎 8 階 8 0 1 会議室

令和7年度小金井市介護保険運営協議会
第1回計画策定に関する専門委員会
会議録

日 時 令和7年8月18日（月）

場 所 小金井市役所第2庁舎8階801会議室

出席者 <委 員>

市 川 一 宏	酒 井 利 高	齋 藤 寛 和
佐 野 二 朗	鈴 木 治 実	柏 瀬 容 子
加 藤 弘 子	高 橋 信 子	

<保険者>

高 橋 福 祉 保 健 部 長
松 井 介 護 福 祉 課 長
礪 端 高 齢 福 祉 担 当 課 長
西 澤 介 護 保 険 係 長
田 村 包 括 支 援 係 長
大 西 認 定 係 長
山 崎 高 齢 福 祉 係 長
加 藤 包 括 支 援 係 主 査
鈴 木 介 護 保 険 係 主 任

欠席者 <委 員>

山 岡 聡 文	橋 本 一 美	安 岡 圭 子
---------	---------	---------

傍聴者 0名

議 題 （1）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定に係る各種調査について（協議）

- ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ②在宅介護実態調査
- ③介護保険サービス利用意向調査
- ④介護施設等サービス利用者調査
- ⑤介護保険サービス提供事業者調査

⑥ケアマネジャー調査

その他

開 会 午前10時

(介護保険係長) それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。
と思います。

開会に当たりまして、事務局より3点、事務連絡をさせていただきます。

まず1点目、本日の欠席委員について、安岡委員、橋本委員より欠席の御連絡をいただいておりますので御報告いたします。

2点目、会議録の作成について。事務局によるICレコーダーの録音方式になっておりますので、お手数ですが、御自身のお名前を先におっしゃって
から御発言をお願いいたします。

3点目、会議の傍聴の関係です。介護保険運営協議会規則第11条によりまして、協議会及び委員会は公開するとされております。この規定に基づきまして傍聴席を用意しておりますので、あらかじめ御了承ください。

事務連絡は以上となります。

それでは、委員長選出が終了するまでの間、司会進行を介護福祉課長の松井よりさせていただきます。お願いします。

(介護福祉課長) どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまより、介護保険運営協議会令和7年度第1回計画策定に関する専門委員会を開催いたします。

委員長が選出されるまでの間、司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。座って進行させていただきます。

それでは、次第に従いまして、2、委員長の選出についてでございます。

委員長の選出につきましては、介護保険運営協議会規則第6条第2項の規定に基づき、委員の互選により定めることとなっています。選出方法について御意見がございましたらお願いいたします。

(酒井委員) 指名推選でよろしいかと思いますけど。

(介護福祉課長) ただいま、選出方法について、指名推選によるの御意見
ございましたが、指名推選により決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(介護福祉課長) それでは、指名推選で行うことといたします。御推薦
ございますでしょうか。

(酒井委員) 前期もやっていただきました市川委員に引き続きやっていただければと思いますけれども。

(介護福祉課長) ただいま市川委員を委員長にとの御推薦がございました。

市川委員を委員長に選出することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(介護福祉課長) 御異議なしと認めます。それでは、委員長を市川委員にお願いすることといたします。

それでは、市川委員長におかれましては、委員長席への移動をお願いいたします。

ここで、委員長になられました市川委員長から御挨拶をお願いいたします。

(市川会長) 市川でございます。

今、いろんな改革というか、取組が始まっているなと思います。特に身寄りのない高齢者に対する終身ケア、これを本格的にどこでやっていくのかというような議論があって、これは社協の日常生活自立支援事業を軸にという案もありますが、しかし、やっぱり行政がきちっとそれに対応していかないと社協だけで議論できないし、予算もない中で依頼はできないだろうというふうにかなり難しいテーマだなと思っています。

また、孤立の問題、この暑さ、いわゆる感染症も含めて、孤立している高齢者の方がかなり多いだろうと、そして、その方々が引き籠もって、その方にどう援助をしていくのかというのが大きな課題になるというふうに思います。それとともに、高齢の方の生活困窮者の数値がもうはっきりと出ているところでありまして、様々な問題を抱えながら今回の委員会がスタートするというふうに思うわけであります。

そういう意味では、同時並行で調布と小金井と三鷹と練馬の4つに関わらせていただいて、いろいろ議論がありますけれども、共通点とそれぞれ個々の強み、小金井なら小金井の強みをどうやって生かしていくのか、これが大きな課題になるだろうというふうに思っておりますので、どうぞ皆さん方の御協力いただきながら積極的にこの計画をつくり上げていく。そして、その際には、今、介護保険法が軸でしたけれども、それだけにとどまらず、このような中では老人福祉法という法律が伝統的にありますので、老人福祉法の視点もやはり何らかの形で入れ込んでいく、これが不可欠であろうというこ

とで、ある区ではもうスタートいたしました。そういう意味では、工夫しながら進めていく時代だなというふうに思っています。

ちょっと長くなりましたが、御協力いただきながら運営していきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(介護福祉課長) それでは、進行を市川委員長と交代いたします。

それでは、市川委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

(市川会長) ありがとうございます。

では、改めまして、小金井市介護保険運営協議会令和7年度第1回計画策定に関する専門委員会を開催いたします。

初めに、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

本日の資料は、次第に記載しましたとおり、事前交付しました資料1から資料7までの7件と、机上に配付いたしました資料1、参考資料となります。

配付資料の確認は以上となります。

(市川会長) よろしいでしょうか。

それでは、議題1、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定に係る各種調査についてを議題といたします。

まず資料1の報告をお願いいたします。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。

資料1を御覧ください。高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定に係る各種調査の概要でございます。

計画を策定するための基礎資料として、3年前の前回調査と同様、6種類のアンケートを実施する予定です。調査実施日は、現時点では11月初旬からおおむね3週間の期間を予定しています。

大変恐縮ですが、本日、机上配付いたしました資料1、参考資料、計画策定スケジュールを御覧ください。

アンケートの各項目は、8月の欄に記載した本日の計画策定委員会で御協議いただいた後、9月に開催する認知症施策推進委員会にて認知症に係る調査項目の協議を行っていただきます。その後、いただいた意見を踏まえて必要な修正を行い、最終的なアンケート調査票について、10月の介護保険運営協議会全体会で協議を行う運びとなっております。

それでは、資料1にお戻りいただいて、各種調査の概要について、1ページにお戻りください。

6種類の調査のうち、1、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から次のページの4、介護施設等サービス利用調査までの4つの調査は高齢者を対象にした調査票、5は事業所調査、6はケアマネジャーを対象とした調査票となります。また、1、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と2、在宅介護実態調査は、国より指針が示されている全国的な調査です。国の指針において必須設問とされた設問を中心に調査を行います。

調査方法は、回答の利便性、回収率向上のため、6種類いずれも従来の郵送にウェブ回答を加え実施いたします。なお、在宅介護実態調査については、一部認定調査員による聞き取りで実施を開始しております。

3ページを御覧ください。1から4までの高齢者及び要支援・要介護者を対象とした4種類の調査の設問を一覧としてまとめた資料となります。表については、調査の名称を略称で記載しております。備考に、国必須設問または国オプション設問と記載したものがございますが、これは、国の指針に基づく調査項目を示しております。それ以外は、市独自の設問となります。

国必須設問は、国から本調査を実施するに当たり、必ず盛り込むべき質問として示されているもので、質問の削除、修正をすることができない設問となります。また、国オプション設問と記載されているものは国から示された設問ですが、質問として設けるかどうかは各自治体の判断によるとされております。国指針は、現時点で暫定的なものであり、国から示された最終的な質問項目を確認し、場合によっては質問を追加することがございますので御了承ください。

それでは、市独自の調査項目について、新たに追加した設問の概要と追加した背景について御説明させていただきます。

設問は、3年前の前回調査で使用した項目を基本として、さらに必要と考える調査項目を追加してございますが、先日開催いたしました介護保険運営協議会全体会で、高齢者を取り巻く課題に関する意見交換の中で、委員の皆様から、仕事を辞めたり、子育てをしながら親の介護をしている介護者の負担や、町会や地域コミュニティとの接点、隣人、友人との関係の希薄さ、独り暮らしの高齢者の対応という点で孤独・孤立に関する御意見がございま

した。これらの委員の御意見も踏まえて、新たな調査項目の検討を行いました。また、統合できる項目、他の質問で代替できる項目、過去のアンケート実施の際に新規事業の検討のため盛り込んだ項目などは、回答者の負担軽減の観点から廃止とさせていただいております。

それでは、高齢者を対象とした4つの調査のいずれかに新たに追加した設問について御説明します。

3ページ下段、主な介護者の状況に関する設問では、主な介護者に必要な支援や主な介護者の介護に関する相談先の有無を介護実態調査に新たに加えてございます。

次に、4ページ下段、健康に関する設問、これに、日頃、孤独、不安を感じるかとの設問を、独り暮らし高齢者が増加している背景を踏まえ、高齢一般調査と在宅意向調査の2つに新たに加えています。

次に、5ページ上段、認知症に関する設問では、新規の項目を2つ追加いたしました。令和6年1月に認知症基本法が施行され、その後、国・東京都において認知症施策を推進するための計画が策定されました。認知症になってからも希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという新しい認知症観の概念を、国民一人一人が理解しているという目標が掲げられていることを踏まえ、本市においても、新しい認知症観の認知度、認知症の人と共に生きる地域づくりに向けての実現状況に関する設問を、高齢一般調査と介護実態調査の2つに新たに加えております。

同じく5ページ、地域生活に関する設問では、近所付き合いに関する設問を、前回調査では高齢一般の方にのみお聞きしておりましたが、要介護認定者を対象とした在宅意向調査にも加えました。

高齢者を対象とした調査については以上でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。5、事業者調査の設問一覧でございます。下段の事業運営には、設問として、運営上に必要な人材の確保状況を新たに加えました。

8ページを御覧ください。新しい認知症観の認知度に関する設問を、高齢者を対象とした調査と同様に新たに追加いたしました。また、新しい認知症観を広めるために必要な取組について、事業者に聞く設問を加えております。

9ページを御覧ください。6、ケアマネジャー調査になります。

10ページに新しい認知症観の認知度に関する設問を新たに加えております。

資料1、各種調査の概要についての説明は以上となります。

資料2以降の各種調査の具体的な内容については、後ほど御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(市川会長) ありがとうございます。

御意見、御質問あるでしょうか。どうぞ。

(柏瀬委員) 柏瀬です。

資料1の3の介護保険サービス利用意向調査と2ページの4の介護施設等サービス利用者調査の回収率が低いのですが、これはどうしてなのか、原因はお分かりですか。

(市川会長) 事務局、いかがですか。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

こちらのサービスの回答回収率については、3年前も多分同様な御指摘というのは受けたかなと思っております。設問の多さや回答に時間がかかるところがあるのかなと思っております。そういった意味で、今回、改善点ということで、従来は高齢者の方を対象としたアンケートは紙のみによる回収でしたが、今回はウェブによる回答も新しく加えたところとなっております。また、設問の見直しも一定行い、質問を絞りやるような形で今回改善を試みました。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。それに追加して御説明させていただきます。

前回の調査時期がちょうど年末年始にかかってしまって、それが、また回収率の低さにつながったという御説明を前回させていただいております。今回は、早めに11月から調査ができるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

(市川会長) ありがとうございます。

よろしいですか。

(柏瀬委員) 柏瀬です。

回収数ということであるならば、1のほうがすごく量が多かったのですが、それでなぜかなと思ったのですが、時期ということでしたら分かりました。

(市川会長) この対象が、利用者、例えば介護施設等になって、それから介

護保険サービスの利用意向、そのようなことになる、本人が分からないという、そこら辺の対応はどう考えていらっしゃいますか。

（介護保険係長）介護保険係長です。

こちらの回答方法としましては、おっしゃるとおり、御本人様が分からないというようなところもございますので、御本人が難しい場合は、御家族の方もしくはケアマネジャーによる代わりの回答ということも想定はしておるところです。

（市川会長）ありがとうございます。

（酒井委員）あとは、やっぱりあれですね、サービスを利用している人だったら、ヘルパーさんとか、あと、デイサービスの職員さんとか、そういう方にも全部ちょっと流しておいて手伝ってあげるとか、それも含めて、その辺は積極的に。やっぱり50を切ったりすると数百のサンプルで、ちょっと心もとないですからね。

（介護福祉課長）介護福祉課長です。

事業者さんにも御協力いただけるよう、事前に周知したいと思います。

（市川会長）そういう意味では、そういうときに勝手に書かれちゃ困るので、マニュアルというか、一つの条件設定はきちっとしておいてくださいね。

そして、本人が書けるのに、事業者が自分のサービスの内容を厳しく言われたくないということが仮にあると、それに対しては甘くなりますのでね、甘くならないようにとは言えないけど、そこら辺はきちっと本人を中心にしつつ、しかし、本人が補助を望んだ場合には読むとか、そういうことでの範囲を示すとかというように一定の規則は出しておいたほうがいいかと思います。ちょっと御検討ください。多分、そうやってやっているところも多々あると思うんです。お願いします。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

（高橋委員）高橋です。

このアンケート、私、何回か策定委員も務めさせていただいて、今までに比べて大変スリム化されていて、質問事項もすごく少なくなっているのでもいいと思いました。感想です。

以上です。

（市川会長）ということですね。そういう御意見もあったということになり

ます。

ほかいかがですか。どうぞ。

（加藤委員）加藤です。

私もこれを見て一番に感じたのは今のお話だったんですけれども、読みながら、これを見てみまして、事業者向けも高齢者向けも字が同じ大きさというのはちょっとどうなのかなというのはありました。やっぱり字がいっぱい多いと、アンケートを受け取ったときに一応中を見るんですけど、ああ、締切りまだだから後にしようと思って置いておくと、そのまま締切りを過ぎたりすることもあるので、字が大きくなって分厚くなるのもどうかなとは思っていますけれども、その辺、何か工夫があってもいいのかなというのと、あと、先ほどの回収率からしましたら、高いように思える事業所なんですけれども、個人の場合、御高齢になるとそういうこともあるかなと思うんですけど、事業所はもう少し上がってもいいんじゃないかなとちょっと思うんですけど、その辺は何か理由とか分かりますか。

（鈴木委員）鈴木です。

まさしく時期のところは、自分もかなり事業者の立場からすると大きいかなと思ってしまして、やはり11月の回答というのが、一番ほかのそういった調査であるとか、もちろん年末の時期とか、あとは年始になると新たな事業計画という話になっていくので、時期的には一番ピンポイントで回答しやすい、回収率が上がる時期かなと思うのと、確かに内容が廃止のところ、省略されて簡素化されているので、その辺で事業所が40%ですか、この回収率は確かに低いので、自分もちょっと低過ぎだろうと思いますが、50%以上行くのではないかと何となく感触は感じる場所です。

（市川会長）事業者連絡会とかで、びしっと厳命するというのは。

（鈴木委員）拘束力というか効力のあれが何もないので、そこはなかなか難しい。

（市川会長）やっぱり強く促すというのは。ぜひ。

（佐野委員）委員の佐野ですが、今まで書面だったので、届いても出してくださいねという声かけしかできなかったんですけれども、今回、こうやってウェブとかでやっていただけるとこちらで状況が把握しやすいかなというのがありますので、またちょっと違った声かけができるんじゃないかと思いま

すので、頑張りたいと思います。

（市川会長）よろしくお願いします。

ほかいかがですか。

医療関係でも出ていますけど、齋藤先生、どうですか、健康とか認知とか。

（齋藤委員）地域生活の中で、ＡＣＰの認知度ということで、設問変更というふうに書いてあって、どのように変更されたのかなと思って、すごい簡単な質問になっているんですけど。

（介護保険係長）この後、個々の調査票をつけていただいていますので、そのタイミングでまた。

（市川会長）ＡＣＰが意外に広がらないんですよ。

（齋藤委員）そうですね。

（市川会長）医師会も結構苦勞している。役員の方は分かるんですけど、それが全体に普及するかというと、どの医師会でも苦勞しているようですね。

（齋藤委員）ドクターも知らない人もいますからね。

（市川会長）だから、そういうこともあるので、ちょっと後のところで検討いただきたいと思います。

あと、いかがでしょうか。経済的状況とか云々は、ここには入っていないのね。利用者の。

（酒井委員）多少は入っていますよね、経済状況についてはね。暮らし向きや。

（市川会長）いや、それが入ると、回収率がすっと落ちるんですよ。だから、どういうことですかね。その点は、調査で議論するというのはなかなか難しいから、申し上げたように、生活困窮者自立支援制度の担当があるでしょう。そこからいろんなニーズというか、あれは上がってきていますから、そことの連携をどう取るかということで検討してもらおう。ここで改めて入れて、詳細について議論するというのはちょっとここのあれから難しいと思うので。

よろしいでしょうか。

では、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査ということでよろしいでしたかね。

じゃ、そちらに行きます。どうぞ。

(介護福祉課長) それでは資料 2、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について、具体的に御説明させていただきます。

この調査は、先ほど申し上げたとおり、国より指針や調査項目が示されている全国的な調査となります。調査対象は、一般高齢者、要支援認定者となっており、要介護認定者は含まれておりません。調査目的として、要介護状態になる前の高齢者の状況、要介護状態になるリスクの発生原因、リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を抽出するための調査となります。

市独自項目として、新たに加えた設問について御説明します。

資料 1 で御説明した内容とも重複しますが、御了承いただきたいと思えます。

4 ページ、問 4、(11) 高齢者のデジタルデバイドの活用状況を把握するための設問として、「スマホ・タブレット・パソコンを用いてインターネットを利用していますか」を加えました。

6 ページ、問 7、(7) 独り暮らし高齢者が増加している背景を踏まえ、「孤独、不安を感じているか」との設問を加えています。

続いて、下の(8) かかりつけ医、かかりつけ歯科医の有無の設問については、これまで要介護認定者への調査で設けていた設問を本調査にも加えました。要介護状態になる前の高齢者の状況を把握してまいりたいと思っています。

7 ページ、問 8、(5)、(6) については、認知症基本法の施行を受けまして、新しい認知症観の認知度、認知症の人と共に生きる地域づくりに関する設問を新たに加えて、共生社会の在り方についての認識についてお聞きしてまいります。

8 ページ、問 9、(2) 「在宅生活を続けるための高齢者福祉サービスは充実していると思いますか」は、市の施策の評価指標として新たに設けさせていただきました。

11 ページ、問 12、(8) 「あなたは不安を解消するためにどのような終活サポートを受けたいですか」、(9) 「あなたは成年後見制度をご存じですか」は、終活サポートのニーズや、高齢者の権利擁護に関する認知度を把握するため新たに設けています。

12ページ、問13、(3)、(4)、高齢者の就労意向に関して、その動機、必要なサポートについて把握する設問を新たに設けております。

以上で御説明とさせていただきます。

(市川会長) どうでしょうか。

この字の大きさも全部、調査票、これごとになりました。僕にとっては読みやすいかなと。

(酒井委員) 12ポイントぐらいで、これで普通、これ以上大きくすると大変なんですかね、多分。いいですか。

(市川会長) どうぞ。

(酒井委員) ここに、結構いろんなことなので、ほかのことも関連するのが多いんですけども、ちょっと1つ気にかかったのが、4ページですね、問4の毎日の生活についてという項目ですけども、(10)「生きがいがありますか」という結構土足で入り込むような質問、生きがいがありますかという言い方って、普通ちょっとしないかなというのが、ちょっと実感としてはね。これは国のほうですか、国のオプション。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

おっしゃるとおり、これは国のほうで指定している設問となっております、修正は難しいかと思えます。

(酒井委員) 駄目なんだ、これ、国のほうが無礼ですよ。何か、もっと例えば、生活の張り合いとかね。生きがいってやっぱりいろんな要素が入るから、直接聞かれたらどうかなと私なんかも思っちゃうけど。あと、これ、あれですか7番も国ですか。友人の家を訪ねていますかという。

(介護保険係長) おっしゃるとおりです。

今、酒井委員が見ていらっしゃるの、設問一覧の4ページということでよろしいですよ。こちらの右側の備考欄に、国とかと書いてあるものが、基本的には国が指定している設問の内容となっておりますので。

(酒井委員) 必須とありますね、ここね。

これは多分、地方と東京だと、一般的に、やっぱり人と交流するときって、例えば、いろんな外で会ったりする、お互いの家を行き来する、そういう方も当然いらっしゃるけれども、私なんかもむしろ外で行き来しているので、こういう表現でほかに選択肢がないのは、ちょっと回答のしようがないなと

という感じがするんだけど、国がそう書いているならしょうがないのか。分かりました。

（高橋委員）でも、オプションって書いてありますよね。オプションは、省いてもいいの、オプションなら。

（酒井委員）ま、そうだけど、どうしても外せという話でもないんだけどもね。

だから、交流の仕方なんだよね。そのスタイルというのは、やっぱりまちまちなので、そこをもう少し幅広めに、下にも似たようなのがありますけどね、ちょっとあるべきかなと。あとは、僕はちょっとやっぱり生きがいの言い方というのはどうかなと思いますよね。

（市川会長）この議論を詳細にしていくと進みませんので、もう基本的に、決まったものは決まったものとして粛々とやると。

（酒井委員）しょうがないです。そういうことです。

（市川会長）あまりにもちょっと問題があったらオプションから外すと。オプションであればということに方針として決めさせていただいて、そうじゃなければ、適宜進めていただければと思います。

それ以外、いかがでしょうか。どうぞ。

（鈴木委員）鈴木です。

6 ページの新たに追加された（８）のかかりつけ医、かかりつけ歯科医のところですが、これは一般高齢者向けの調査になるかと思うんですが、非常にこのかかりつけ医の定義というのか、捉え方が難しいのではないかと。それは、年に1回歯医者に行く歯医者のかかりつけ医と判断する方と定期的に毎月行っている方のかかりつけ医と判断する方と、その辺の定義づけが非常にはっきりしないところ、回答がばらばらに一貫性のないものになるのではないかという気がします。

以上です。

（市川会長）かかりつけ医の定義は。

（介護保険係長）これは、市の独自のものになっておりまして、3年前は違う調査につけたものを、今回は本調査に追加したものになっております。

（市川会長）ここで、かかりつけ医って分かりにくいという前回の調査での意見はなかった。

(介護保険係長) そういったものは、前は特に意見としてはなかったかなとは。

(市川会長) どうですか、齋藤委員。

(齋藤委員) 齋藤です。

かかりつけ医というのは、患者さん、一般の方から見て、この医者がかかりつけ医だと思っている人がいるかどうか。歯科医で、かかりつけ歯科医だと思っている人がいるかどうかということで決めてしまっているということに、たしかになっていたと思います。制度的なものではないので、心情的なもので、こういう質問でよろしいんじゃないかなと思います。

(市川会長) 心情的で、主観的な要素が入っても構わないと。

(鈴木委員) 鈴木です。

そういった趣旨の調査であれば、何の問題はないと思うんですけど、いるかないかというのをはっきりしたいというような調査であれば、趣旨が、もう少し解釈が必要じゃないかなと思った次第です。

(市川会長) ありがとうございます。

これ、ある意味で一般調査だから、かなり個別に検討していくものじゃないので、かかりつけ医というのを入れたというのは、ある意味での医療との関係を少し明らかにしたかったということですよ。

ほかいかがですか。どうぞ。

(酒井委員) あと、じゃ1点、今のところの上の(7)で、「生活をしていく上で、孤独や不安を感じることがありますか」という設問で、これは市独自ということらしいですけども、孤独と不安を同列に論じる設問ってありかなというのは、ちょっと疑問なんですね。やっぱり孤独って、その人の心情的な、内面的な非常に問題要素が大きいんですよね。孤立とは意味が違いますので。一方で、不安というのは、ある意味、対象との絡みで、自分自身に対してもそうだけれども、そういった要素があるので、例えば、老いていくことへの不安とかいろいろありますけれども、そうすると、孤独と不安というのを同列に同じ文脈の中に全部入れ込んでしまっているのはどうかなという感じはちょっとあります。人生の不安要素をあなた持っているのみたいな聞き方としてだったら分かるけれども、ここのちょっと意味というか、設問の適切さはちょっと疑問に感じます。

（市川会長）これは孤独、あと孤立の定義を書いた例の法律、そして、その計画策定に基づいて、一応、孤独やこういった不安ということで、ここで文章化した設問ですか。

（介護福祉課長）介護福祉課長です。

今回新たに設けたものでございますが、従来より独り暮らしの高齢者が増えてきています。孤独というのは心情的なもので、孤立というのは状態を表すものなので、この2つを同時に同じ設問で聞くのは、質問の仕方としては散漫になってしまうんだということで、心情的なものを集めて聞くところという感じです。

どのぐらいの期間を孤独と感じているか、不安を感じているかということはあるかとは思いますが、あくまで高齢者の方が生活上の支援が必要な状態になっているかという点で心情的な部分について、この質問でお聞きしたいと考えております。

（市川会長）この設問とクロスさせようと思っている設問はあるの。多分これは、社会関係、地域において関係性がない人が、そして不安や孤立を持っている。

（酒井委員）それがあれですよ、地域の活動というのは問5で、4ページとかである。やるならば。

（市川会長）そうすると、いわゆる孤立になりやすい方たちがこれぐらいいるということが想定されるというような言い方は成り立つ。だから、要するにつながりが切れている、そして不安に思っている、その方の相談をどうするのかというのが1つのテーマになってくると思いますので、そういう視点で議論していくといいかと思います。そういう意味では、そちらをざっと聞いているということですね。ということになるのではないかと。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

（高橋委員）高橋です。

ちょっと質問なんですけれども、国の必須設問の場合は、質問と回答の文言、あと回答の順番というのも全部いじってもいけないということになっているのでしょうか。そのままということですか。

（介護保険係長）介護保険係長です。

設問の内容ですとか回答の選択肢について、基本的に修正はできないもの

となっており、順番についても、やはり順番が変わってしまうと意図しているものも変わってくるものの中にはあるかなと思いますので、基本的には国の流れのもので、今は小金井市のほうでも順番をつけてやっているというものになっております。

（高橋委員）分かりました。じゃ、その上でよろしいですか。

2 ページの間 1 の（1）なんですけれども、この 4 に「息子・娘との二世帯」と書いてあって、例えば、夫婦と子供、息子、娘と同居という場合は、2 世帯というとは何か建屋が違うとかそういうイメージがあるんですけど、同居の場合も 4 になるんでしょうか。これが、その他で書くのかなと思って、ちょっと疑問に思いました。

全部言っちゃっていいですか。一つ一つ。

（市川会長）取りあえず 1 つにしておきましょうか。

これは一般的な書き方ですけど、要するに、老人夫婦世帯のみではないと、そして、そこには娘と息子、そういう人が加わっていると、だから、それは 2 世帯にして捉えるというそういう意味ですね。

（高橋委員）でよろしいんでしょうか。

（市川会長）という単純な分け方で。

（高橋委員）分かりました。

（市川会長）あと、どうぞ。

（高橋委員）8 ページの間 9 の（1）なんですけれども、4 のところに「グループホーム（※）」というふうにあって、下に説明がグループホームとはこういうものだよというのがあるんですけども、これ、「※4」とか「※5」とつけるとより分かりやすいかなという、書き方の問題なんですけれども。それを言うと、今度この 3、特別養護老人ホーム、これもちょっと説明があったほうが分かりやすいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

（市川会長）特別養護老人ホームは、多分この前にも出てくる、ここだけじゃないよね。

（介護保険係長）介護保険係長です。

おっしゃるとおり、特別養護老人ホームは、この前段のところは出てきていなくて、ここで初めて出てくるワードということではあります。なので、そういった意味で、ここの特別養護老人ホームの説明書きをこの中に加える

という検討の余地はあるかなとは思っております。

（市川会長）分かりました。ということです。いいですか。

（高橋委員）はい。あと、それから10ページ、問12の（4）なんですけれども、自分で、これ、もし回答するとしたら、何か特に必要ないとかいうのもあってもいいのかなとちょっと思ってしまったんですが、それがその他になるんでしょうか。

この中のものを自分が使うかなとちょっと思ってしまった、この中のものを選ぶとすると、特にない、特になしみたいな、この項目は入れなくていいんですかね。

（高齢福祉担当課長）高齢福祉担当課長です。

先ほどちょっと御指摘ありましたとおり、その前の（3）で特に必要ないという選択肢がございますので、そういったところも含めて、内容につきまして検討させていただきます。

以上です。

（高橋委員）次、行きます。11ページ。

（市川会長）すみません。一応、今の部分はちょっと大事なところになってくるけど、入れるか入れないかはきちんとしないと。書きにくいからね、入れないと。要するに、そういうインフォーマルな関わりは嫌だという人もいるだろうから、その点をどう見るかということにもなるので、ちょっと御検討ください。

どうぞ、次。

（高橋委員）11ページ、問8、そして問10、これも特になしを入れてもいいんじゃないかなと思ったんですが、この8と10、両方、どうでしょうか。

（高齢福祉担当課長）高齢福祉担当課長です。

先ほどと同じように、内容につきまして検討させていただきたいと思います。

以上です。

（高橋委員）次、12ページの問13なんですけれども、これ、点々で（1）を囲ってあるんですが、ほかのところで、黒でば一っと色をかけているところもあって、点々よりも黒でかけちゃったほうが分かりやすいんじゃないかなというのと、「（1）で『1、シルバー人材センターの仕事をしている』～『4』」

というふうに書いてあるんですが、この「～」よりも、例えば、1、2、3、4とか、いずれかを答えた方にお尋ねしますのように、これ斜かけすれば分かりやすいのかな。ちょっとこれ、私、最初読んだときにこの「～」を見落としちゃったので、どういうことと思っちゃったので、ちょっとこれも御検討していただけると。

（市川会長）1から4という意味なんだよね。

（高橋委員）そう、1から4。「～4」になっているんですけど、ちゃんと1、2、3、4と明記するか、ほかのところは全部1、何とか、2、何とかかんとかとやってあったので、これだけ「～」となっているから、ちょっと一瞬戸惑ってしまったんですが、これもちょうと斜にかけるか何なり御検討いただければと思います。

（市川会長）これは、1つの調査で幾つもの書き方があるとまずいから、これは徹底。

（介護福祉課長）それぞれ、デザインは改めて修正させていただきます。

（市川会長）そうしていただきたい。

（高橋委員）あと、「～」というのもちょっと修正お願いします。

（市川会長）どうぞ、酒井委員。

（酒井委員）11ページの（6）で、「ご自身が病気などで最期を迎えるとしたらどこで迎えたいですか」とありますよね。それで、お年寄りの亡くなられる、最期を迎えるときの大きな原因ってやっぱり病気が多いんですけれども、統計を見ると90から上だとやっぱり病気と老衰なんですよ。すると、ここで「などで」と書いてありますけれども、だから病気、老衰などでという言い方がいいのかなと。病気じゃない形での最期というのはあるので、数字的には、そのように少なくない数字なので入れたらどうかなというふうには思っています。

あともう一つ、この終活サポートというのは独自、国？

（介護保険係長）これは市独自です。

（酒井委員）終活サポートを受けたいですかという前提として、不安を解消するためにという言い方になっていますよね。終活ってネガティブに見る面もあるし、終活というのはすごく生き生きした最期を迎えるって、自分が何をしたいこうかという形のアクティブな要素として捉える考え方もあるので、

これだと割かしとネガティブな表現になるわけだよね、不安を解消するためにだから、うまくやったとしてもゼロの表示なわけですよね。だからその意味でいくと、ちょっと文章の形ですよね。不安を解消するためというのを前提に持ってくるか持ってこないかで、ちょっと考えたほうがいいかなというふうには思いますね。

(市川会長) ありがとうございます。

これは、ちょっと御検討ください。どういう不安なのかとか、どういう状況に置かれて終活が求められるのかとか、そういうようなことがはっきり関わりますので、もうちょっと分かりやすいのと。

もしもほかの方の質問がなければ、僕は最後、ACPって、いつもぱっと出てもなかなか理解できないんですね。それで、結局、医師会の方も、やっぱりなかなかACPって普及するのが難しいというのもおっしゃっているし、しかし、病院に担ぎ込まれて手術室で医者が決定するというような状況じゃないですか、今。それはいかにもという問題もあるわけで、それは杏林大学で今やっていますけど。だから、そういうような問題も含めて、もう少し分かりやすく、人生ノートとか人生会議とか、もうちょっと具体的に分かりやすいような一項目があるといいかなと思いますけど、これは一般的にはこうなんですけど、ちょっと何かもう少しインパクト、具体的な事例とね。

もうそういう状態になって、発言できない状況に置かれて、自分では言えないんでしょう。だけど、そこでどう判断するかという議論だよなというふうに思います。ここはもうちょっと工夫してもらわないとですかね。人生ノートとか、それはやっぱりそのとおりなんだけど、アドバンス・ケア・プランニングって普及していないから、少し慎重に議論してください。でも、これはないと、医療との関係やその人の最期というのはなかなか難しい。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

齋藤委員で最後でいいですね。どうぞ。

(齋藤委員) 幾つかあるんですけど、2ページの問1の(2)です。「あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要です」について、介護・介助はどなたかから受けるものというふうに理解していいんでしょうか。どなたかの介護・介助というのは、父か母の介護・介助が必要なんですかというふうに取れちゃうんだけど、日本語がちょっとおかしいと思いますので検討を

お願いします。

それから、6 ページの問 7 の（５）「たばこは吸っていますか」が突然ここに入ってくるのはいかなものかと。（７）なんかは、その上の質問にくっついて、興味が湧かないとか、鬱状態みたいなところに孤独や不安をくっつけたほうが順番的にいいのかなと、何でここでたばこが突然出てくるのかなと思いました。

（市川会長）よろしいですか。

（齋藤委員）そこでよろしいです。また。

（市川会長）この置場所とか、ちょっと御検討ください。僕はそのまま入れても、そもそもたばこに対しては違和感があるので、そういうようなことを聞くのも 1 つ、シンボリックでいいのかもしれない。

（齋藤委員）聞くことはいいんですけど、場所がここでいいか。

（市川会長）という意見があったということです。

（介護福祉課長）1 つだけ、すみません。最初に御指摘していただいた問 1 の（２）は、国の必須設問なので文言の変更はできないんですが、調査の前段に誰を主体として回答していただくかということを示しつつ、分かりやすくなるように工夫したいと思います。

（齋藤委員）お願いします。

（市川会長）これはでも、比較するんでしょう、全国で。もう、ちょっと愚問は愚問で比較しますということなので。ということでやむを得ないと思います。

じゃ、どうぞ、続けてください。

（介護福祉課長）それでは、資料 3、在宅介護実態調査でございます。

こちら国より指針や調査項目が示されている全国的な調査となります。調査対象は、要支援・要介護認定者のうち、更新や区分変更の申請をした方で、既に一定の介護を必要とする方への調査となります。

調査目的は、高齢者等の適切な在宅生活の継続と、介護離職をなくしていくという視点から家族等介護者の就労継続の実現に向けて、介護サービスを検討するための調査となります。

前回の調査では、国から指定された必須設問のみで調査を行いました、今回、市独自設問として認知症に関する設問とケアラーに必要な支援に係る

設問を新たに加え、共生社会の在り方についてお聞きしております。

それでは、新規の設問について御説明いたします。

4 ページ、問15、16は、認知症基本法の施行を受けて、新しい認知症観の認知度、認知症の人と共に生きる地域づくりに関する設問を新たに加えました。調査の対象者である要支援・要介護認定者における新しい認知症観の認知度を把握したいと考えております。

6 ページ、問20「主な介護者の方に、どのような支援があればよいと思いますか」、1 つ飛んで、問22「主な介護者の方は、介護に関する相談先はありますか」の2つの設問を、市独自設問として新たに設けました。介護者の求める支援を直接的にお伺いするほか、また、現在の相談先の有無について把握したいと考えております。

以上になります。

(市川会長) ありがとうございます。御質問いかがでしょうか。

どうぞ、どなたでも御質問。

(酒井委員) これは、資料3と資料4との絡みで、対象者で、あえてその更新申請とか、区分変更の人たちだけを一応抽出してやっていて、設問の中身も微妙に違いますよね。だけれども、3と4は両方とも要介護もしくは要支援を受けている方ですよね。これ、ちょっと3と4の違いというのは、何、意図するものは、そこだけ教えてください。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

資料3の在宅介護実態調査につきましては、国の調査になっておりますけれども、在宅介護の実態ということで、すでにサービスを利用されている方、サービスにつながっていらっしゃる方を対象に在宅介護の状況をお聞きするものとなっております。

(酒井委員) サービス利用者という意味。

(介護保険係長) はい。既にサービスを使っている中での介護者の方の負担軽減のためにはどういった支援が必要なのかということを目的にした調査になっています。

一方で資料4は、市独自の調査となり、どういったサービスが必要なのか、どういった支援が必要なのかという全般的なところを調査するものでございます。

(酒井委員) よく分かりました。

(市川会長) ほかいかがでしょうか。

問15だけど、ここに成立した法律名でも書いておいたほうがいい、いかがですか。共生社会における認知症、日本で法律できましたね。それに基づきとか、それを入れたほうが少しでも法の理解をしていただくということにはなりますね。

(酒井委員) ちょっと一般的に、新しい認知症観という言葉自体は、町なか普通に出没しているのじゃないですよ。私は、これを読んで、えっという感じが多少あったんですよ。だから、新しい認知症観といいながら、それは従来、ここの辺りの認知症になったとしても、どうだこうだという話で、そういう議論された中身を普通に語っている中身がここにくられて、新しい認知症観という形で法律の中にしっかりとそこが明記されてきましたよということなんだけど、言葉としてだけ見ると、そんな言葉は知らないよという人が圧倒的に多いんじゃないですかね。中身を見れば、そんなの当たり前じゃないのという人も多いかもしれないけれども。あちこちに新しい認知症観の確認はあるから、ぜひそういうような背景を、法律名も含めて、認知症基本法かな、とかね。

(高齢福祉担当課長) 高齢福祉担当課長です。

先ほどの新しい認知症観につきましては、令和6年に施行された認知症基本法で新しく掲げられた概念でございますので、先ほど御指摘あったところを含めて概念を分かりやすく確認するとか、そこら辺、ちょっと記載については検討させていただきたいと思います。

以上になります。

(市川会長) はっきりと規定されているから、それはそうだということで事実関係を書けば、その部分はこうなることの理解ができるんじゃないでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。

(高橋委員) 高橋です。

それと、3ページの間8なんですけれども、介護保険サービス以外の支援・サービスはどれですか、利用しているのはどれですかということなんです、これ、インフォーマルな制度外のことを言っているのか、ヘルパーさんとか

調理とか掃除とか介護してもらいますよね。これ、どういう意味なんだろうって、ちょっとごめんなさい、私、よく分からなくて、どういうことなのか教えていただけますでしょうか。

（市川会長） どうですか。

（高橋委員） 多分、利用者って、これが介護保険サービスだとか以外ってあまり意識していないと思うんですよね。ケアマネがやってくれたら、インフォーマルなサービスも全部こんなのありますよなんてやってくれると、それ、全部介護保険サービスなんだと思っている人多いんじゃないかと思う。

（酒井委員） ただ、お金が絡むから、これは負担で全然違ってきますから。

（高橋委員） ただ、あんまり計算していないけど。していますか。

（酒井委員） いや、私の身内が生活援助ヘルパーやったりしていますけれども、利用者さんは、これは介護保険、これは通常的生活援助という形で、やっぱりお金は絡むので、逆にその辺はちゃんと説明するし、だから、割かしそういうちゃんと理解されている方も多いとは思いますが。数字的に分かりませんけどね。

（高橋委員） 父とかに、これ聞かれたら。ヘルパーさん以外というのが、ちょっと何かもう少し説明していただくか、インフォーマルなものなのか。

（市川会長） この位置づけは何ですか。これは、国の基準で書かれているね。

（介護福祉課長） 介護福祉課長です。

これも国オプション設問で、設問内容としては国から提示されたものです。介護保険サービス以外の支援・サービスというふうにお聞きしていて、それに対する選択肢ですね。

（市川会長） いや、もうそういう意味では、事実関係としてこれは介護保険サービス以外だと、そして、それを利用していますかと聞くと、間違いは少ないですよ。ただ、ここで言われる利用している介護保険サービス以外の支援・サービスはどれですかと言ったときに、ちょっと少し乱暴な気はしますが、これについて聞きたいと言ったら、本人、分かるかな、介護保険サービスの。

（高橋委員） 分かる人と分からない人で。

（酒井委員） 例えば、上乗せで、時間の上乗せをやったりしているから、確かに境界が判定しない場合が当然ありますけれども。

(高橋委員)これ、よっぽどちゃんと計算した家族とかだったら分かるけど。

(酒井委員)そこでまた身内が絡んできたりすると、なかなか難しいですね。

(高橋委員)難しいですよ、これね。

(市川会長)でも、これ、そもそもヘルパーさんの事業に入っているからね。

(高橋委員)入っていますよね、調理、掃除、洗濯。

(市川会長)配食は別だけど、調理とか掃除、洗濯なんかはおやりになると。

(高橋委員)やってくださるもんね。

(市川会長)そのためのヘルパーさんだからね。

(高橋委員)そうですね。

(市川会長)家事援助とか云々と違いがあったとしても、ここでそういうのは少し難しいね。

(高橋委員)回答が難しいなと思って、これでどれだけちゃんとした回答が得られるのかなという。

(市川会長)でも、そのままで、かえってそれを比較したいというなら、もうそれ比較ということで考えるしかないということですね。

(高橋委員)そうですね。

(市川会長)いや、僕が申し上げたのは、今みたいな、もう少し設問を整理したらいいけど、もうこれ出てきちゃう。これ変わる可能性もあるの。

(介護保険係長)現時点では修正というのは出てきてはいないので、今回もこのままになるかと。

(市川会長)そうだね、混乱しちゃうよね、広がっていてね。

(佐野委員)委員の佐野ですけど、事業者のほうから言うと自費の部分で2つ種類があって、介護保険の単位数が足りないので上乗せで提供しているサービスと、介護保険の制度では提供できないサービスを自費として提供するサービスがあるので、何となくこの表示が、それが全てごちゃごちゃになってしまっているのが分かりづらいのかなという気はするんですね。

あと金額のほうで言うと、やっぱり介護保険サービス、1割なり3割ぐらいで負担しているものが10割になってしまうので、極端に金額が変わってくるので、恐らく御利用者の家族は自覚されているかとは思うんですね。

以上です。

(高橋委員) かもね。

(市川会長) ありがとうございます。

もうこれは、問8は問8で行きましょう。これはもう、厚労省が出して比較するんだみたいな議論になりますので、維持して、比較対象にならないとなっちゃうと、それこそ、そちらのマイナスが大きいと思うので。

それ以外、いいでしょうか。

(高橋委員) すみません、それで追加で、4ページの問13も、「現在、(住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の) 介護保険サービスを利用していますか」と、やっぱりこれも聞いていて、これも難しいかなと思うんですけれども、仕方がないんですよね、これも国の指定のやつなんですよ。

(介護保険係長) はい。

(高橋委員) 分かりました。

(市川会長) それ、もうここで、委員会で幾つか出た、文言でどうなのかというのは、こういうような疑問が出ていますよと厚労省へメールで送っておいたら。ここの委員会の役割はそれで果たしましょう。向こうが読むか読まないかは別にしても、担当部局はあるので、よろしいですかね。

あと、ほかはいかがでしょうか。

どういう文書を送るかというようなことは相談に乗りますから。こういうふうに、この委員会で出たいろんな見方があるんじゃないとか、そういうのはそのまま文書で送ればいいと、そういうところで苦労したということは。

ほかはいかがでしょうか。

よろしければ、次へ行きます。どうぞ。

(介護福祉課長) それでは、資料4、介護保険サービス利用意向調査でございます。

この調査は、市独自の調査となります。

対象は、要介護認定を受けている方で、調査目的として、介護保険サービスの利用状況、利用者の意向などを把握するとともに、地域生活や地域活動などを把握し、在宅生活を続けるための必要な支援についてお聞きするものです。

新たに加えた設問について御説明いたします。

2ページ、問3「孤独、不安を感じているか」は、独り暮らし高齢者が増

加している背景を踏まえ、新たに設問を加えました。

4 ページ、問9「あなたは隣近所の人とはどの程度おつきあいをしていますか」は、前回の調査では、一般高齢者を対象とした資料2、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で設問として設けていたものですが、今回、要介護認定者の方の調査にも新たに加えております。地域生活の状況把握のため新たに設けたものです。

5 ページ、問13「あなたは不安を解消するためにどのような終活サポートを受けたいですか」、問14「あなたは成年後見制度をご存じですか」は、終活サポートのニーズ、高齢者の権利擁護に関する認知度を把握するため新たに設けております。

6 ページ、問20「在宅生活を続けるための高齢者福祉サービスは充実していると思いますか」は、市の施策の評価指標として新たに設けています。

以上でございます。

(市川会長) ありがとうございます。

いかがでしょうか。ここの調査項目、これは他でも出している調査項目があるね。成年後見とかはね。

(介護福祉課長) ほかの調査と比較ということも含めて同じ調査項目があります。

(市川会長) ですね。もしもそこで質問が出て、少し訂正したら、それに合わせてください。

(介護福祉課長) はい、そのようにいたします。

(市川会長) よろしくをお願いします。

いかがでしょうか。どうぞ。

(酒井委員) 5 ページの問15ですが、独り暮らしになった場合の見守り支援ということで、これも1から9、こんなの余計なお世話だと思う人がかなりいるんじゃないかと思うんですね、かえって必要ないとかね。そうするとそういう項目を入れるか入れないかというのはどうなんですかね。その他でもなければ、うちは必要ありませんとか、そんな考えは持っていないとかいう方も当然いらっしゃるから。

あと、それと僕はちょっと疑問なんですけど、7 番の理容助成券というのは、これは御本人なり家族が市役所へ取りに来るんですか。郵送か何かで送

るんじゃないくて、理容券は。これ自体は、どのぐらい意味があるのかなと思っちゃったんですけど。

（高齢福祉係長）高齢福祉係長です。

理容券の助成につきましては、御本人様が市役所に取りに来られまして、今はお渡ししている状況となります。

（酒井委員）ただ、対象者は要介護ですよ。要介護認定を受けている方という前提の中で、そうしたら当然、来られる方もいらっしゃる、御家族がということなんだろうけど、基本は本人がということなんですか。本人が役所へ出向いて、市の職員さんが安否確認を兼ねている。

（高齢福祉係長）高齢福祉係長です。

今のところとしましては、御本人様が来れる方が支援の対象になっておりますので。

（酒井委員）御本人が来られる方が対象。

（高齢福祉係長）はい。なので、そこについては、前回の会議のときにもありましたが、訪問理美容などの検討もしていく必要があると認識しております。

（市川会長）ちょっと今のところ、対象者をもう一度確認させてください。

（酒井委員）要介護ですよ。

（市川会長）この調査の対象をちょっと確認して、今おっしゃった来られる方、それに限定したサービスなんてあるの。

（高齢福祉係長）現状では、御本人が理美容店に行ける方という形になってしまっておりますので、ですので、御本人様、もしくは御家族様の場合がありますのでここに含めまして、理容券を市役所のほうで受け取っていただいているという状況になっております。

（酒井委員）そうすると、御自分で理美容店に行ける要介護の方は取りに来て、それを持って理美容店に行く。そういうことが困難な要介護者の方は訪問理美容をという制度はあるんだっけ。

（高齢福祉係長）いえ、現状ございませんので、そこが、今、現状課題となっている。

（酒井委員）そうすると逆に、むしろ困っている方へのサービスがないわけだね。理美容店に行けなくて困っているという人については、今のところな

いということなんですね。

（高齢福祉係長）はい、さようでございます。

（酒井委員）ちょっとあれだね、これ、ちょっと設問とは関係ないけど、考えたほうがいいですね。

（市川会長）でも、ちょっと僕は混乱しているんですけど、そういう人がどの程度いるかということはどうやって把握できる。今、この調査で、要するに來たいんだけど利用できないということの、ある意味で要望というのがこの調査で出るというふうに理解していいんですかね。どの程度いるかというのは、もう単刀直入に、どの程度意向があって、そして利用できないのかということとは分かったほうがいいんだよね。今、見たら、目的はそうなる、違いますか。

（高齢福祉係長）高齢福祉係長です。

こちらの設問は、あくまでも見守りに関するところの設問にはなっておりますので、訪問理美容とかですと、またちょっと違う趣旨になってくるかなと思います。ですので、現状、現時点で見守りがあります本市の事業に関するところの現状に対する御回答をいただきたいというふうに思いますので、訪問理美容ということであれば、またちょっと別のところでの質問で確認をという形ですかね。

（市川会長）分かりました。そういう意味では、少し今おっしゃったようにそれを聞きたいというなら、聞きたい調査項目をどこか起こすか、もしくはこれで聞けるとするのか、そこをちょっと判断したほうがいいね。今言った目的、単刀直入に結びつく質問なのかどうかというのは問われていると思います。

よろしいですか。どうぞ。

（高橋委員）すみません、今のを7ページの間21の在宅生活を続けるためにはどのような条件があるといいと思いますかというところに、訪問理美容みたいなものを入れるということはできないんですか。これ、市独自じゃないのかな、どうなのでしょう。

（高齢福祉係長）高齢福祉係長です。

間21は市独自で設定しております質問になりますので、検討をさせていただければと思います。

(市川会長) ただ、ここの21は緊急性が高い内容ですよ、そこに入れるというのはどうかな。

(酒井委員) どこかに、介護保険外サービスのいろんな一覧表がありましたよね。あの中にこういうのがあったらいいという意味合いで。

(市川会長) ただ、介護保険サービスと入れちゃうと。

(酒井委員) そう、介護保険じゃなくてね、介護保険外サービスとして、高齢福祉サービスとして項目がいっぱい、これかな。例えば、高齢者保健福祉サービス（介護保険外）というのがありますよね。ここにことぶき理容券というのが入っていますね、7番がね。これは資料2ですけれども。ただ、ことぶき理容券のやつが、さっきおっしゃったように、本当に必要な、よく動けない要介護の方にはサービスが提供できないという矛盾があるということなので、これは、ここの議論とは別に、ここの委員会から市に、この理容サービスについては、ちゃんと検討したほうがいいんじゃないのという指摘があったという要望があったということにしておいたらどうですか。

(市川会長) そうだね、市もそれを重点としたいと。重点というか、それを把握したいんだということであるならば、ちょっと御検討ください。お任せします。

あと、問15、これはちょっと先ほどからずっと考えていたんだけど、「特にない」とかを入れると回答率がぐんと落ちちゃって、ああ、こういうのがあるといいなというちょっとしたものも載ってこなくなるかなと。こんなの要らないんだよと、そちらに引っぱられて要らないんだということになるから、何かちょっと設問自体で少し工夫が必要かもしれないけど、特にないか入れちゃうと怖いなと思って、一気にそちらに行っちゃって、ちょっとしたものが出てこない。そこは僕はあまりこの9との間には入れないほうがいいかなというふうには思いました。だから、設問でちょっと工夫してみれば、それぐらいでいいんじゃないかなと思いました。よろしいでしょうか。

じゃ、次へ行きます。

もう時間ありませんが、あと5、6あるのね。資料の5と6。

(介護福祉課長) 資料5、6、7までです。

(市川会長) じゃ、一気にいきます。ちょうどいいでしょう。

(酒井委員) 5分ずつ。

(介護福祉課長) それでは、資料5を御覧ください。4、介護施設等サービス利用者調査でございます。この調査は、市独自の調査となります。

前回調査では、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入所している要介護認定者の方を調査対象といたしましたが、介護療養型医療施設は介護保険サービスとしては廃止となりましたので、対象から除いております。

今回の調査では、新たに特定施設となっている有料老人ホーム、認知症グループホームの2種類の施設に入所している方を対象に追加し、さらに調査人数を増やして300人に対して調査を行います。

新たに追加した設問を説明いたします。

5ページ、問14「あなたは成年後見制度をご存じですか」について、高齢者の権利擁護に関する認知度を把握するため新たに設けております。

以上でございます。

(市川会長) 次。

(介護福祉課長) 続きまして、資料6を御覧ください。5、介護保険サービス提供事業者調査でございます。この調査も、市の独自調査となります。

調査対象は記載のとおりですが、具体的には、住宅改修の事業者を除く全事業者を対象といたします。事業者の状況を把握し、今後のサービス基盤整備の方向性を検討していくための調査になります。

新たに加えた設問について御説明します。

4ページ、問11「運営上に必要な人材の確保ができていますか」は、それぞれの事業所における介護人材の確保に関する認識についてお聞きする設問を新たに設けています。

8ページ、問23-1、地域住民への認知症の理解を促進するための普及・啓発活動を行っているとは回答した事業所に対して、具体的な活動の内容をお聞きする設問を新たに追加し、また、問25、問26では、新しい認知症観の認知度、新しい認知症観を広めるために必要だと考える取組をお聞きする設問を新たに加えております。

資料6については以上です。

続きまして、資料7について御説明させていただきます。6、ケアマネジャー調査でございます。この調査も市独自調査となります。

新たに追加した設問について御説明します。

11ページ、問31、問32、新たな認知症観の認知度、新たな認知症観を広めるために必要な取組をお聞きする設問を加えております。

以上で御説明とさせていただきます。

(市川会長) ありがとうございます。

御質問いかがでしょうか。どうぞ。

(高橋委員) 高橋です。

資料5なんですけれども、1ページ目の2つ目の、あなたか御家族が何かの事情により回答できない場合、その理由について、丸をつけて御返送くださいと書いてあるんですが、これは前のアンケートの何かで残っちゃっているんですかね。これで終わりではないんですよ。ここの文言、ちょっとおかしいかなと思ったんですが。

(市川会長) どうですか。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。

この設問は、御回答できない場合は、回答終了ということで御返送くださいという設問になります。

(高橋委員) そういうことなんですね。じゃ、それちょっと言ったほうがいいかもしれないです。ほかのところはこのままで、もう御返送くださいみたいに書いてありましたので、同じ文言にしたほうがいいかもしれないですね。もう封筒に入れて御返送ください。ここまでの記入で結構ですという言い方をほかのところは書いてあるので、合わせてはどうでしょうか。

(市川会長) 具体的に、どことどこの箇所ですか。

(高橋委員) 資料2の1ページの最初のところ、「あなたは現在どちらにいらっしゃいますか」ということで、市外に転出に御回答された方はここまでの記入で結構です。調査票を返信用封筒に入れて御返送ください。御協力ありがとうございましたと書いてあるので、これと同じ文言をここに載せないとちょっと分かりにくいかなと思ったんですが。

(介護福祉課長) 表現について検討させていただきます。

(市川会長) はい。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

(酒井委員) ちょっと質問です。3ページの問7と問8なんです。

(市川会長) どの3ページ。

(酒井委員) 資料5の、「生活するために必要になるサービスなどについて、詳しく説明が行われましたか」。生活するために、これ、施設での生活という意味なんですね、ちょっとそれが分かりにくかったのと、あと、その次、「施設等から、ご本人の体の状況に応じたサービスの提案がありますか」というこの設問がちょっとごちないかなという。御本人の体の状況に応じた、施設に入所されている方に対して質問しているわけですね。御本人の体の状況、例えば、生活上とか健康上とかそういう意味合いのほうによりふさわしいんだろうと思いますけれども、ちょっと設問の言葉としては、いかがかなというふうに思いました。いかがですか。

(市川会長) 入所施設もいろんな状況があるからね。

(酒井委員) そうです。

(市川会長) だから、そのことを踏まえた質問なんでしょう。

(酒井委員) そうですね。

(介護福祉課長) 問8は、要介護度もそれぞれ違うので、その方のお体の状態に応じたサービスについて、施設側から説明があったかという設問です。

(市川会長) ということだと思います。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

あと資料4の問6ですけど、この次の質問のときに、ちょっと書き方を統一しておいてください。点々であったりとか、利用していないと答えた方にお尋ねすることはそうなんですけど、何か書き方で大分違いが、幾つかパターンがあるので、それをある程度、統一したほうがいいというふうには思います。

よろしいでしょうか。

ここで調査項目がそれぞれ意見で出されましたので、まだ回答していない部分に関してはこうしますというような通知を委員会に出していただければ、そこでもうクリア、もう決定なのでということにすればいいかと思ひますし、先ほどの要件とか等々、ちょっと方針をそちらで固めたほうがいいかな、質問の趣旨も違うし。

ということで、あと3分になりますけど、これで調査のほうは終わったのね。

では、事務局、何かありますか。

(介護保険係長) 介護保険係長です。

次回の日程になります。

第2回の全体会になります。こちらを10月15日水曜日午前10時から萌え木ホールで開催する予定となっております。

以上になります。

(市川会長) すみません、もう一回、何時から。

(介護保険係長) 10時からです。

(市川会長) これは11時半頃終わるのかな。

(介護保険係長) 場所自体は12時頃まで取っておりますので。

(市川会長) ありがとうございます。

僕、13時から立川の自治大学校で講義があって、そこには間に合わないといけないので、皆さん、御協力をよろしくお願いいたします。

では、部長、一言どうぞ。

(福祉保健部長) 丁寧なご議論で進めていただきまして、ありがとうございました。

事務局も一生懸命この調査票の作成に向けて検討を重ねてきたんですが、委員の皆様方から御意見をいただきますと、ああ、確かに分かりづらい表現だなとか、こちらの意図がちゃんと伝わっているんだろうかと思うところがあったようです。

本日いただきました貴重な御意見を参考にさせていただきまして、よりよいものがつくれるようにしたいと思います。ありがとうございました。

(市川会長) ありがとうございました。

では、ちょうど半になりましたので終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会 午前11時30分